

災害などの事情で町税を納付できない場合には猶予制度があります。

徴収の猶予

1. 以下の事由により、町税を一時に納付することができないときに

事由	申請期限
1. 財産について災害を受け、又は盗難にあった	申請期限はありませんが、できるだけ速やかに
2. 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷した	
3. 事業を廃止し、又は休止した	
4. 事業について著しい損失を受けた また 1～4 のいずれかに類する事実があった場合	
5. 本来の期限(法定納期限)から 1 年以上経過した後に、納付すべき税額が確定した	確定した税の納期限まで

2. 税務課に申請することにより、1 年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。(審査により不許可となる場合もあります。)

徴収猶予が認められると

- ・ 猶予期間中は新たな督促、差押えはありません。また、既に差押えを受けている財産の売却もされません。
- ・ 猶予期間中の延滞金の全部「1,2」又は一部「3,4,5」(※)が免除されます。
【※通常 年 8.7% ⇒ 一部免除後 年 0.9% (令和 4 年中)】

換価の猶予

1. 以下の事由及び条件に該当するとき

事由及び条件	申請期限
1. 町税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあるなどの一定の要件に該当する 2. 納税について誠実な意思を有すると認められる 3. 換価の猶予に係る税金以外の滞納がないこと	納期限から 6 か月以内

2. 税務課に申請することにより、1 年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。(審査により不許可となる場合もあります。)

換価の猶予が認められると

- ・ 猶予期間中は既に差押えを受けている財産は売却されません。また、差押え前であれば差押えが猶予される場合があります。
- ・ 猶予期間中の延滞金の一部(※)が免除されます。
【※通常 年 8.7% ⇒ 一部免除後 年 0.9% (令和 4 年中)】

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1 年の範囲内で、納税義務者の財産や収支の状況に応じて、最も早く町税を完納することができる期間に限られます。

なお、猶予を受けた町税は、原則として猶予期間内の各月に分割して納付する必要があります。

また、猶予期間は原則として 1 年の範囲内ですが、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請することにより猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長 2 年まで）。

申請の手続き

以下のとおり、税務課まで提出してください。

提出する書類

- ・「徴収猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」
- ・「財産収支状況書」※猶予を受けようとする金額が 50 万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。
- ・担保の提供に関する書類（条件により必要があります。）
- ・災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）

申請の期限

- ・該当する事由により申請期限があるため、それまでに申請してください。
- ・換価の猶予の場合は、状況により職権による換価の猶予を適用する場合があります。

決定通知

- ・提出された書類の内容を審査し、税務課から猶予の許可又は不許可を通知します。（提出書類の不足や不備があれば、追加提出や修正後に審査し決定します。）

猶予の取消

次のような場合に該当するときは、猶予を取り消す場合があります。

◎分割納付計画のとおり
の納付がない場合

◎猶予を受けている町税以外に、新たに納付すべきことになった町税が滞納となった場合など（新たに納税すべき町税の猶予が必要な場合には、別途手続きが必要です。）

担保の提供

原則として、猶予を受けようとする税額に相当する担保を提供する必要があります。

ただし、猶予を受ける金額が 50 万円以下の場合、猶予を受ける期間が 3 箇月以内である場合、担保提供する財産がない場合は、必要ありません。